

現代日本の農民層分解に関する試論

A Study on Class Differentiation of Family Farm in Contemporary Japan

菅 沼 正 久

Masahisa Suganuma

はじめに

1960年代を中心に展開された、わが国国民経済の高度成長は工業とくに重化学工業が主導するものであったが、農業および農村は歴史的な変貌をとげた。その特質は、農業の機械化を基調とした農村の全面的な兼業化にあった。農業理論の主要な論点は、この農村兼業化の形態のもとに進行した、農民層分化の社会的性質を解明することであった。

上原信博著『農業政策論』(1987年、有斐閣刊)は、「日本資本主義の再生産構造という枠組みとの関連で、わが国農業・農民問題を、理論的・実態的に分析・検討し、戦後農業危機の進行を究明するという執筆態度」(まえがき)で叙述された。農業問題を「日本資本主義の再生産構造という枠組みとの関連で」究明することは、正確な研究方法である。著作も、そうした究明の労作である。

しかし、その究明が「戦後農業危機の進行を究明する」ことであるとすると、同意しかねる。「農業危機」説はこの著作の主要な論点の一つである。農民層分解についての研究も、その「農業危機」説の構成部分をなすものである。すなわち、「大多数の中下層農民の落層化」(P.135)と「上層農家群の上向化というプロセス」(P.137)を検出し、「そのようなプロセスそのものが危機＝農業危機たらざるをえない」(P.137)とするものである。

私はこの論断に疑問を呈する。上原さんが川上正道さんとの共著『農業政策論』、単著の『農業政策論』ともに恵贈にあずかり、とくに後者は刊行と同時に長野大学の講義「農業経済論」の教科書として使いはじめ、5年間にわたり精読する機会を得た。その間、講義資料として沢山のコピーを学生配布用に作成した。その集成として1991年12

月に、本書(P.127)の一節「『高度成長』下の農民層分解の基調」についての「評註概要」をまとめた。本稿は、その「評註概要」を素材として、評論の形式でまとめたものである。

私の疑問の核心は、「農業危機」説にある。かつて山田盛太郎先生の主宰する土地制度史学会幹事研究会に数年にわたって参加し、その席上、しばしば「農業危機」説の論議に接した。当時はこの説は難解で、つまり「日本資本主義の再生産構造という枠組みとの関連で」(前出)零細農耕制の帰趨を検討する研究方法は難問であり、また「危機」概念もその由来をなす「資本主義の一般的危機」概念も難解であり、なかなか理解することはできなかった。難解は自分の非力のゆえと思った。

上原さんの『農業政策』を得て、数年にわたる講義と演習のあいだ、学生に説明したり、思案するなかで、次第に私なりの理解に近づくようになった。それは上原さんの表現を借りると、一つは「大多数の中下層農民の落層化」現象の理解である。私はこの「落層化」という解釈に否定的であり、彼らが実現したその家計費支出の高水準を生活水準の高水準と考え、山田盛太郎先生の云う「ずり上がり」と考え、進歩とみなすものである。また、兼業化はそれが農外雇用の場合は、不完全であるにせよ労働力の商品化であり、家族経営の崩壊の過程における労働の解放と考える。そこでは農民の零細地主の土地所有はもはや「農民を没落に追いやる」元凶(F.エンゲルス「フランスとドイツの農民問題」)ではなく、彼らが自由な労働力として振舞うことを、もはや基本的には妨げるものではなくなくなったと考える。

それは「中下層農民」について云えるのであるが、上原さんの云う「上層農家群」についても、事情は基本的には変わらないと考える。現代日本の

農家について一般的に、土地所有が「農民を没落に追いやる」元凶ではなく、その自由な労働力としての商品化を可能としたのが、省力性能の高い農業機械化であることは、「理論的・実態的に分析、検討」することで明らかである。とくに高性能の中小型機械の出現は、農業機械化を集団化に頼らず、個別農家で実現することを可能にした。

上原さんのもう一つの論旨をなす「上層農家群の上向化というプロセス」の実質は何か。ここに云う「上向化」は「中下層農民の落層化」との対句をなすものであり、理論的には農民層の上下分解の進行を意味する。しかし、著者が云うように「1960-70年時における高度独占の支配する開放体制下のわが国農村」(P.135)は、そうした形態の農民層分解の進行した農村であったのだろうか。

私は旧稿において、その時期の農民層動向を考察し、とくに1980年度について専業大規模農家の経済調査結果を分析した(拙稿「兼業農家の統計的考察」『長野大学紀要』第5巻4号、1984年5月)。

その考察の結論は「上層農家群の上向化というプロセス」を否定するものであった。すなわち、「中下層農民」の家計費＝生活水準は「上層農家群」と比べて高い水準にあり、専業大規模農家の規模拡大をふくむ経営志向は、「中下層農民」が達成した家計費＝生活水準への到達を目ざすものとする見解であった。現在、私はこのような農民層動向は、兼業農家の農外賃労働を媒介にした、社会の賃金経済による農家経済全般の包摂の完成であると考えている。そしてそうした賃金経済的動向において、兼業農家、上原さんの云う「中下層農民」が先行し、専業大規模農家、上原さんの云う「上層農家群」が追随する構図とみるものである。

農業において農家経済がその形態のままで、土地耕作経済から賃金経済に向うことは、労働形態としては家族労働から社会化された賃金労働に向うことであり、歴史的進歩の過程をなすものである。そして農業経営形態が家族労働的な土地耕作の廃墟の上に農外賃労働に包摂された付随的な土地耕作を成立させたものである。前例を欠くけれども、古い農業経営形態が解体し、新しい農業経営形態が成立した。

このような認識は、上原さんが「農業危機」説を主張するときに論拠とした井上晴丸氏の論文の

読み方とちがう。上原さんが引用した井上論文は、上向する「上層農家群」それ自体では「もはや現代資本主義がもたらした社会的生産力の発展のもとでの農業生産力の編成基盤となり得ない」(P.137)というものである。そこで上原さんは「そのようなプロセスそのものが危機＝農業危機たらざるをえない」(同上)と判断したわけである。

「上層農家群」が井上説の云う「農業生産力の編成基盤となり得ない」とみるのは正しい。そこでその「上層農家群」を含む家族労働的な土地耕作経営に替って、農外賃労働に包摂された付随的な土地耕作という経営形態が生まれた。それはいちじるしく不安定な経営ではあるが、井上説の云う「農業生産力の編成基盤」の役割をはたすに至ったのである。私の見解は、この論旨において「農業危機」説と対立する。

1. 農家の就業構造

本書Ⅲ章は、「『高度成長』下の農民層分解の基調」を主題として、1960年代から1980年代に至る時期の農家の動向を分析している。

まず、農家戸数・人口・農業就業人口の推移。農家の人口と就業人口の減が戸数減を上まわった点を注目し、「分解の進行が土地・農業からの完全な撤退＝離農・挙家離村という形を必ずしもとらず、むしろ兼業化への急傾斜を伴いつつ行われていること」(P.128)を指摘した。

大筋はこのようなものであるが、「表Ⅲ-9」がしめす農家世帯員の1960-65年433万人減、1965-70年380万人減、1970-75年309万人減が、その後、1975-80年183万人減、1980-85年153万人減とペースダウンする動向は注目を要する。1975年以降は農業就業人口、基幹的農従者ともに減少率が低下する。つまり1970年代後半以降、経済の低成長期になると、農家人口、労働力の離農離村の形の流出が低調となる。上原さんが人口、就業人口が「離農・挙家離村」ではなく「兼業化への急傾斜」という傾向に注目したことは重要である。それは「通勤兼業型の拡大」(P.130)を意味するからである。上原さんは次のように分析している。

「66-67年を境に、新卒者をふくむ若年層の流出

が減退し、むしろ壮年以上、したがって世帯主、あとつぎ、婦人層が、農業従事ないし家事労働から他産業に在宅のまま備われていく傾向をとっている。このような通勤兼業型の拡大は、1963年頃より顕著化しているが、70年代以降さらに進行する」(P.130)。そしてそれは「農民が離農でなしに、土地ないし農業に結びついたままで広汎にプロ化する過程」(同上)と概括している。

農民が離農離村から土地耕作のまま労働者化する過程に転じたという認識は重要である。その過程は、農村に進出した産業の賃金経済が、あるいは兼業農家を媒介にして、あるいは混住社会の近隣関係を媒介にして、農家経済に全般的に影響する構造を創出するからである。また、農家労働力の流動化が、農村外流出から在村通勤兼業型に変化し、そうした「プロレタリア化」が広範に進行する事態は、農家経済の性質を一変させるものである。すなわち、農家生活＝家計費支出を農外賃金収入に依存し、農家労働力の再生産が農外賃金労働力の再生産と重複する構造となり、そのようにして再生産された農家労働力が就業時間の一部分を農業労働に充用する関係が成立する。

ちなみに、喜多克巳氏が1961年の農業基本法施行以降の時期を、第Ⅰ期(1961-67年)、第Ⅱ期(1968-74年)、第Ⅲ期(1975年以降)に区分して、農家労働力の流出形態の変化を、つぎのように分析している(『日本農業年報』第30集、「基本法農政の総点検」、1982年10月刊P.209)。

「高度成長前段に対応する第Ⅰ期」。「大量の他産業流出のなかで『あとつぎ』労働力の流出も漸次増大をみせてくるが、まだ多くは二、三男や女子など、それまでに農村に滞留していた相対的過剰人口の流出であったと言ってよい。それらは在宅通勤よりも転出就職の形態をとった。この時期につづいて65年頃から新卒労働力が流出の主力を占めるようになる」。

「高度成長後段に対応する第Ⅱ期」。「総合農政の一環として促進された工場の地方分散、農村地域導入などによって通勤兼業のかたちの労働力流出が広範化した。したがって転出就職よりも在宅就職が急速に優勢となり、世帯主・あとつぎの流出も顕著になってくる。そして新卒の流出も前期とは違って在宅就職が優位を占めるようになる」。

第Ⅲ期。「基本法農政の展開は75年以降、新しい段階に入ったとみられる。」「零細半プロ農家は不況長期化のもとで、農家数および農業就業人口の減少傾向の鈍化、そして農家労働力の他産業就職はその8割が在宅就職のかたちをとるというところにも示されるように、土地を保有したまままでの滞留の傾向を強めてきていた」。

1970年当時、「2ha以上層を中心に、中型乗用トラクターが急速な普及をみせていた」。1975年には「稲作全過程にわたる機械化体系が形成されていた。とりわけ上層での機械装備の格段の優位が明らかとなり、これが兼業下層農との間に農作業や経営の受委託関係を促進することとなっていたし、又、地価の高騰や零細半プロ農家の滞留のもとで、農地の賃貸借をつうずる上層農の規模拡大志向の現実化を促進する要因ともなっていた」。

1970年代中頃の農家就業構造の特徴は、新卒者の流出もふくめて、在宅通勤、在宅就職が一般化し、兼業化が農村社会の特質を形づくるようになった。兼業農家の就労、所得、家計費支出が農村社会の基調を規定するようになった。私はこの時期に日本の農村は、伝統的な農耕社会から都市を中心とする産業社会に包摂されたと考える。

2. 農家の構造

上原さんは、通勤兼業型農家の増大を主とする農家労働力の農外流出の状況を、さらに農家構成の動向の角度から考察する(P.131以下)。

農民経済の解体。1960-70年時期の「専業農家の激減、やとわれ兼業を中心とする兼業農家増のプロセスは、農民経済解体の急ピッチの進行をあらわすものである。すなわちそれは60年代の基本法農政下で、一部の少数上層農家が自立農家として育成される一方、大多数農家において、農民経営の破壊がおし進められた結果である」。

動向に対する認識はおおむね正しいと思うが、農民経済の解体・破壊ののち、何が新生されたのであろうか。その認識に恐らく異論は少ないと思うが、第1は農家労働力の主として農外における労働の広範な社会化である。それが農民の土地所有のまま進行したのであるが、そのことは土地所有は基本的に農家労働力の社会化を妨げるもので

なくなったことを意味する。第2は「下層」から「中層」に及び、さらに「上層」に及ぶ兼業化であり、兼業経営の全般的な成立である。これは歴史的に前例を欠く経営形態であって、従来の農民経営研究の手法とは別の研究方法、とくに分解論の新しい見地による考察を要する新生の事物である。

農家数増減の階層の分岐点、および農民層分解の基軸の上昇。1955-60年は1ha層、1960-65年は1.5ha層、1965-70年は2ha層が「それぞれ分岐点となって、それ以上の農家が増大し、以下の農家が減少に転じている。これは農民層分解の基軸が各時点ごとに上昇していくことをあらわすものであり、60年代の農業生産の一定の進展にもかかわらず、農業経営費ないし家計費の高騰に基づく農家経済の悪化が、かかる年次を追うごとの分解基軸の上昇をもたらしたものと解される」(P.132)。

分解基軸の上昇あるいは分解基準の上昇と云われる農民層動向の実質は何か。それは上原さんの云うように「農業経営費ないし家計費の高騰に基づく農家経済の悪化」に由来するものなのか。なぜこのような疑問を提起するかというと、それは物価が「高騰」しなくても、例えば、より高い水準の家計費=生活水準の影響をうけて、農家家計費が全階層にわたって増額することがあるからである。1970年代にこのような事態が生じた。そのとき、中下層農家はより深く農外兼業労働に参入して、兼業所得を増やして、高い水準の家計費支出を充足した。この場合、経営面積縮小農家も生じた。こうして農家構成上、より上位の階層において兼業農家が増加した。他方、高い水準の家計費支出を充足する所得源を農業所得の追加に求めた農家は、経営面積を拡大し、機械化設備投資を増やして、農業就労の増加、農業収入の増加に努力した。より大規模な農家が増加した。

上述の上原さんの見解と比べて、喜多克己氏はやや違った認識をしめしている(前掲論文P.217)。喜多氏は「分解基準上昇」という用語を使う。その基準はただちに農家数増減の「基軸」ではなく、次のように解される。

「農家所得の過半を農業所得に依存する線、労賃・俸給が農家所得の半分を切る線、農業所得による家計費充足率が6-7割を確保する線、これらの線は小生産的農家経営の再生産が保証されて

いる限界を示すものといつてよい。ところがこの線がひかれる経営耕地規模は、期を追って段階的上昇をとげている。」

具体的には1967年は1ha、1974年は1.5ha、1980年は2.0haである。上原さんの数値と比べて、いくらかの相異はあるが、大筋では同じ傾向をしめす認識である。これは「小生産的農業経営の再生産が保証されている限界」が「下層から幅広い中間層をとらえ、さらに時期を追って段階的に上位層をひきこんで進化した」もので、「小生産的農家経営解体のメカニズムの作用」の結果である。

喜多氏の論述で、私が注目するのは、「小生産的農家経営解体」における家計費の作用を論じた点である。「こうして小生産的農家経営としての存立基盤がとりくずされ、プロレタリア化がより上位層に拡大進行してゆくにつれて、1人あたり家計費が最低を示す階層が67年1.5~2.0ha、74年2.0~2.5ha、80年2.5~3.0haへと規則的・段階的に上昇をとげている。これは、社会的な強制力をもって上昇してくる家計費の増大が兼業化(プロ化)をおしすすめる要因であるとともに、兼業化の進行が又、家計費をおし上げるといふ相関の関係をもって進行していることを示している」。

一つの過程の二つの側面が指摘されている。一つは「家計費の増大が兼業化をおしすすめる」側面である。すでに当該社会で進行する兼業化・混合社会化の趨勢のもとで、農外勤労者世帯の生活水準、家計費支出が農家を刺激し、兼業化に迫りやる関係である。もう一つはその兼業化の全面化が当該社会の「家計費をおし上げる」側面である。この場合、前者の側面にそくして、社会的家計費の増大が「分解基準」以下では「兼業化をおしすすめる」と同時に、以上層では一層の規模拡大とそれによる所得の追加取得、増大する家計費充足という、家計費を軸心にした経営活動を促進する。これを上原さんは「上層農家群の上向化」(P.137)とみるのであるが、私はその上向化の動力は家計費、充足所得の追求にあるとみる。その形態は上向であるが、本質的には家計費充足の所得追求であって、「上向」という表現は適切を欠く。

3. 家計費の増大と農家経済

上原さんは動態的に考察する手法を使って、主として1960-70年の期間について、家計費を中心に農家経済の質的内容を分析している(P.134~P.137)。使用された統計数値は「経営規模別農業所得と家計費の対比」および「農業所得・農外所得と家計費の対応」である。いずれも『農家経済調査報告』を典拠としている。統計表が所得に対する家計費の対応と関係して作られたようであるが、この時期は所与の所得のもとで家計費支出が増減調節される関係は消え、喜多氏の指摘するように、家計費は「社会的な強制力」をもって、とくに「上層農家」の家計に迫り、「上向」に追い込んだのではないか。この点は考察に値する。

それに先立って、1960~80年の時期における農家の経営と家計の位置を認識しておく必要がある(第1表)。1960~80年の間に農家支出は経営費・家計費ともに11倍に達した。そしてこの20年間、おおむね変化はなく、支出に占める比重は経営費26%、家計費69%であった。このことは農家経済は一つの面では高い商品化率を以て商品貨幣経済に参入しているが、支出面では家計費の比重が基本的部分をしめ、農家経済がいちじるしく生活消費的であることをしめす。換言すると兼業化の度合いを強めた農家経済は、すでにして労働者家計に近似しているのであって、その認識がこの時期における農家経済考察の基礎をなすのである。上原さんの見解はどうか。その要旨を紹介する。

1. 農業所得による家計費充足率は、1960年代を通じて急速に低下した。1970年には中間層=1~1.5ha層でも60%を割り、2ha以上層で90%であって、農業所得によっては家計費を充足できない程に、上層にまでプロレタリア化は進んだ。

2. 極零細層=0.5ha未満では充足率は14~7%であり、農外所得によって家計費を充足することができるほど、非農業収入(兼業所得)への依存度が強められた。最下層=0.3ha未満の農外所得は、上層=2ha以上層の農業所得を超えるほどの重みをもつ。

3. 「1960~70年時における高度独占の支配する開放体制下のわが国農村」では「大多数の中下層農民の落層化」が進んだ。「この落層化は主として世帯員の在宅兼業化というコースをとって」進化した。

4. 「それは農村住民の労働力販売の増大ではあるが、………独占資本にとつての低賃金労働力の給源を農村に形成させたもの」である。

5. 他方、「60年代後半期の2ヘクタール以上層の動向をみれば、………少数ながら経営規模別にみた上層農民の展開がみうけられる」。

6. 「さきほどの農業所得で家計費を充足する階層を、とりあえず中農層と捉え、中農ないしそれ以上の農民階層の総農家戸数に対する比率をみれば、………全体としてのウエイトをたえず低めている」。その比率は1960年は1.7ha以上層に相当し7.4%、1965年は2ha以上層4.6%、1970年2.5ha以上層2.6%であった。

7. 以上の要約。「大多数農民の広汎な落層化の進行」が上層農の「上向的に展開させるようなエネルギーの発現(上向の路線)」「をしのぐ形で、戦後わが国の零細農制のいきづまりが、この時点において発現したことを示す」。

第1. 国民経済の「高度成長」期に生じた農家家計の変化と農家経済の関係の、基本点について上原さんは見解をしめした。私のうけた印象は、上原さんは変貌以前の農家についての理論、例えば「落層」と「上向」の対比、農業所得と家計費

第1表 農家支出の推移(1戸平均)

(単位:1,000円)

	農家支出計(割合)		経営費(割合)		家計費(割合)		農外(割合)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
1960年	528.8	100%	133.5	25.2%	368.4	69.7%	26.9	5.1%
1970年	1,788.9	100	476.6	26.6	1,225.2	68.5	87.1	4.9
1980年	5,676.9	100	1,468.6	25.9	3,942.0	69.4	266.3	4.7
同上60年比(倍)	10.7	—	11.0	—	10.7	—	9.6	—

(注) 農水省『農家経済調査報告』による。

の関係などにその傾向をみることができる。例えば「農業所得による家計費充足率を指標」にした考察がなされているが、それは「成長」と変貌以前の農家研究の手法だと思う。なぜかと言うと、変貌以降においては、例えば1970年代、1980年代においては、農家の家計費支出水準は基本的に、農村地方の産業の賃金水準、産業労働者の家計費水準の影響のもとにあり、兼業所得を媒介にして、農家家計費を規定している。したがって同じ事物の他の側面、農家家計費と農外賃金所得との関係を指標とした考察をすべきではないかと思う。

第2. 「極零細層 (0.5ha未満)」および「分岐点以下の農家」の考察が重要である。上原さんはこの層の農家について「零細基盤の農業経営が安定的でなく、大多数の中下層農民の落層化」(P.135)に留意し、「産業予備軍のおおいかくされた形態」、「低賃金労働力の給源を農村に形成させたもの」(P.136)として考察している。

しかし、そのような考察と同時に、その考察と不可分の関係のものとして、「現代資本主義がもたらした社会的生産力の発展のもとの農業生産力の編成基盤」(井上晴丸)の見地から考察すべきではないか。それが「農業生産力の編成基盤」としては、如何に不安定であり、脆弱にみえるとしても、1970年代、1980年代の日本資本主義はそのような農業を基盤にして存立しているのである。少なくとも私は「極零細層 (0.5ha未満)」は事実上勤労者になったのちも兼業として農業を継続し、「農業生産力の編成基盤」に参入したものとみている。また「極零細層」をふくむ「分岐点以下の農家」が、米作をはじめとする主要作目の生産にしろめる高い占有率は否定し難いと考えられる。

第3. 上原さんの理論の重要な骨格は「中下層農民の落層化」(P.135)と「上層農の上向」(P.137)である。私はこうした形態の両極分解論は、1950年代農村の考察に適用できたとしても、1970年代以降は適用できないと考えている。まず、前者について考える。1960-70年時の「下層農民の落層化……は主として世帯員の在宅兼業化」のもとで進行した。私はこの「下層農民の落層化」と「在宅兼業化」は二つのキーワードだと思う。つまり、農村と地方の混住と兼業を媒介とした、勤労者家計の農家経済への波及という構造こそ、

1970年代以降の農村の特質をなすものである。それは1960年代に出現した離農離村とは異質のもので、とくに家計費、生活水準の面から農家経済に影響を与え、その変化をひき起した。そしてそれはまず「下層」「中層」の農家層から波及した。上原さんはそれを「下層農民の落層化」とよんだが、事実のしめすところによれば、労働の社会化と家計費・生活水準の向上であった。

第4. さきに1970年時の農家考察において、「農業所得による家計費充足率を指標」にすることに疑問を呈した。それはその時点の農家家計費は混住および兼業を媒介にして、勤労者家計費の影響を強く受けたものであり、その農業所得による充足率を指標とすることに対する疑問であった。それと同じ性質の疑問であるが、「農業所得で家計費を充足しうる階層」を「中農層」(P.136)と規定することは理解に苦しむ。単純に云って、充足できない階層は貧農、充足して剰余のある階層を富農と規定するのであろうか。1970年時における農家家計費と農業所得との関係は、それによって農民層を区分できる性質のものではないと考える。

さきに引用した論文で、喜多克己氏は「農業所得による家計費充足率が6-7割を確保する線」を以て「小生産的農家経営の再生産が保証されている限界」(P.217)としている。云い換えると、農家らしい農家の限界とみることができる。現に農家らしい農家であることを求めて、「小生産的農家経営」を維持すべく努力して、その可能性に比較的恵まれている、耕作規模の上位の農家がよりいっそうの大規模化を求める例は多い。

その努力は、農外兼業所得を源泉とする家計費=生活水準に追随するものであるから、つまり農家対農家の競争ではなく、農家対産業の競争にぞくするのであるから、所定の到達点はなく、果しない。「分解基軸の上昇」(P.133)に際限がないという事態である。その事態を上原さんは「上層農家群の上向化というプロセス」(P.137)と呼んでいるが、それは「上向」ではなく、「社会的な強制力」(喜多)をもつ兼業農家の家計費=生活水準との対比における、専業農家の実質所得の傾向的低落にたいする対抗活動にすぎない。私はそうした対抗活動には限界があると考えられる。

若干の統計的考察。まず上原著III-16表(P.136)

「農業所得・農外所得と家計費の対応」をみる。表題について云えば、「社会的な強制力」を以て迫る家計費支出に、農業所得と農外所得が如何に対応したかが論点である。1965年と対比した1970年時点の所得と家計費の推移では、この5年間に家計費が急増するが、急増ぶりは耕作規模0.3ha以下層が2.0倍、対極の2ha以上層が1.9倍であるが、中間の1.5~2.0ha層は1.8倍どまりである。

動向は家計費増額が兼業所得依存に由来し、兼業所得による充足で解決をみる関係をしめす。0.5ha以下層がそうである。対極の2.0ha以上層では、急伸する家計費は主として農業所得によって充足されるが、充足率は91%であった。つまり、「小生産的農家経営の再生産が保証されている限界」(喜多克己)内にあるとみられる2.0ha以上層においてさえ、家計費はその農業所得を超えて支出されている。換言すると、農外所得を前提にしてはじめて現在の生活水準・家計費支出が保障されているのである。こうして家計費は、現在の農家経済のなかでもっとも積極的な要素であり、旧時のような家計費が農業所得の許容する範囲に閉じ込められた、消極的な地位にあるという状況は消えた。

いま考察した統計数値、1970年度家計費支出の重要な特徴は、0.3ha未満層の家計費119万円が、0.5~0.5ha層の118万円、0.5~1.0ha層の118万円を超えて、1.0ha以上の3階層に接近したことである。これは農家1戸平均をしめす数値であるが、世帯員1人当り家計費として比較する(第2表)。

それによると、0.5ha未満層の家計費が耕作規模上位のすべての階層を超えるのは1964年度である。そして全国勤労者世帯1人当り家計費を超えるのは1968年度である。

この数値がしめす変化は重要である。その第1は、農村社会における生活水準序列が、耕地経営規模序列との関係から離れたことである。とくに注目されるのは1971年度であって、2.0ha以上層(238.7千円)が農村社会における生活水準の最下層に低下した。この状況は1970年代を通じて、2.0ha以上層が就労場面、所得形成場面の拡大、つまり資本の追加投資、主として借地に依拠した、経営規模の拡大という「上向」によって、農業所得を追求し、「新たな上層農」を形成する局面に至る。

これは上原さんの云う「経営規模別にみた上層

農家」(P.136)に相当する。また「中農ないし以上層」(同上)という表現もある。そして1960~70年の時期に、この農家層は総農家数にたいする比率で7.4%から2.6%へ低下した。それは「その内部で上向傾向を辿りながら、全体としてのウェイトをたえず低めている」(P.137)。この分析に同感である。私見によると、この農家層が総じて減少するというのは、「小生産的農家経営の再生産が保証されている限界」(喜多)以下に追い込まれ、そうした再生産が困難になったことをしめす。

そして「その内部で上向傾向を辿」というのは、喜多氏の云う限界、「農家所得の過半を農業所得に依存する線」(喜多)という限界に踏み留まるためには経営耕地規模をたえず拡大しなければならなくなったことをしめす。換言すると、兼業化と混住化にともなう家計費=生活水準という「社会的な強制力」に適應するために、経営規模拡大、就労と所得形成の面の拡大という「上向傾向」をたどる。したがって、その帰趨は「社会的な強制力」の側によって左右されるもので、上原さんの云う「上向的に展開させるようなエネルギー」それ自体には自立性がなく、出路をきり拓く活力に乏しいとみるべきではないか。

上原さんが統計表を以てしめした1970年度家計費支出の第2の重要な特徴は、私が1972年度世帯員1人当り家計費の統計表でしめしたように、全国農家世帯員平均1人当り家計費(311.5千円)が、全国勤労者世帯員平均1人当り家計費(303.8千円)を超えた事実である。この変化の解釈は難問であるが、その1は農家所得の内訳が漸次に農外所得にたいする依存を高め、「農家」が変質し、それ自体が勤労者世帯化したことの反映である。ちなみに農家所得の内訳にみる農外所得の比重は1960年45.0%から、1970年52.0%、1980年78.9%である。

その2は、それにしても注目されることは、農家家計費が勤労者世帯家計費を超えて、高い額をしめしたことである。その由来は主として農村地方の生活必要費の高額である。例えば、地域における交通運輸の便に備えて、自家用車保有が必須であり、この分だけでも都市に比べて高額である。そしてそれは都市における生活の社会化、生活用の社会資本の装備など(例えば地下鉄、バスなどの都市交通手段投資など)個人的負担の軽減を反

第2表 農家と勤労者世帯の1人当たり家計費表

(単位：千円)

	全国農家	都府県経営耕地規模別 (農家)					勤 労 者 世 帯				
		0.5ha未満	0.5~1ha	1~1.5	1.5~2	2ha以上	全 国	人口5万人 以上の都市	人口5万人 未満の 市 町 村	うち 町 村	
1960年度	60.7	63.8	58.0	58.3	58.7	61.9	69.9	80.0	85.7	—	—
1961	68.9	74.0		65.8		69.8	76.7	90.8	97.6	—	—
1962	78.1	82.5		74.6		77.4	83.1	102.7	108.9	87.0	—
1963	88.8	93.4		85.0		86.2	95.0	115.9	124.3	97.4	94.9
1964	101.2	106.8		97.1		97.1	104.6	127.7	135.4	109.5	108.2
1965	115.5	120.8		111.0		110.0	116.7	139.7	147.3	121.9	118.9
1966	130.8	135.3	128.5	124.2		123.3	134.2	154.1	162.3	134.3	131.9
1967	156.0	170.0	150.7	145.3		144.0	160.0	170.7	179.4	147.6	144.5
1968	177.4	196.6	172.0	161.5		162.9	175.6	194.2	199.9	177.4	176.1
1969	207.6	228.5	205.3	195.7		200.2	206.7	218.8	225.4	200.7	198.8
1970	236.8	264.0	231.5	222.9		215.8	224.4	248.6	255.7	228.9	229.1
1971	267.9	298.8	266.5	251.8		238.8	238.7	273.7	280.0	253.7	253.4
1972	311.5) (383.2)	354.8	304.4	286.8		277.6	277.1	303.8	308.2	288.1	286.2
1973	380.5	417.6	380.3	358.5		335.8	347.1	359.5	367.4	335.1	335.6
1973/1972 増加率(%)	(23.0)	17.7	24.9	25.0		21.0	25.3	18.3	19.2	16.3	17.3

資料：農林省「農家経済調査」、総理府「家計調査」。昭和49年度「農業白書付属統計表」P.53による。

注：1) 家計費は、住居費のうち家賃、地代、設備修繕費、減価償却費を除く。

2) 「人口5万人未満の市町村」は「小都市B」(人口5万人未満の都市)と「町村」の平均である。

3) 1962年度以前の勤労者世帯は、農林大臣官房推計による。

4) 農家の1人当たり家計費は、1964年度以前には、年度始め世帯員で除して算出している。

5) ()内の数字については、沖縄県を含まない。

第3表 農家と勤労者世帯との所得比較表

		単位	1966年度	1967年度	1968年度	1969年度	1970年度	1971年度	1972年度	1973年度
農 家 (全 国)	世帯員数 ①	人	5.17	5.09	5.01	4.92	4.84	4.74	4.66	4.63
	うち就業者数 ②	人	2.71	2.73	2.71	2.71	2.66	2.64	2.64	2.61
	農家総所得 ③	千円	948.1	1,135.1	1,252.8	1,403.4	1,596.4	1,779.9	2,150.1	2,690.0
	可処分所得 ④	千円	876.2	1,051.5	1,152.4	1,290.2 (534.4)	1,453.3 (532.9)	1,600.8 (500.6)	1,913.6 (619.6)	2,393.2 (781.5)
	農業所得 ⑤	千円	413.3	510.1	527.0	529.3	508.0	469.6	585.2	742.0
	世帯員1人当たり農家総所得 ⑥=③/①	千円	183.4	223.0	251.3	285.2	329.8	375.5	461.4	581.0
	世帯員1人当たり可処分所得 ⑦=④/①	千円	169.5	206.6	230.0	262.2 (38.1)	300.3 (33.4)	337.7 (28.1)	410.6 (28.8)	516.9 (29.1)
	農業所得/農家総所得 ⑧=⑤/③	%	43.6	44.7	42.1	37.7	31.8	26.4	27.2	27.6
勤 労 者 世 帯 (全 国)	世帯員数 (1)	人	44.05	4.02	3.93	3.89	3.89	3.88	3.84	3.85
	うち有業者数 (2)	人	1.54	1.54	1.53	1.53	1.56	1.54	1.53	1.53
	実収入 (3)	千円	869.6	966.7	1,067.7	1,201.8	1,390.5	1,520.6	1,713.0	2,048.4
	可処分所得 (4)	千円	793.5	885.4	980.0	1,106.2	1,275.1	1,395.9	1,563.3	1,862.0
	勤め先収入 (5)	千円	812.8	908.1	997.2	1,122.0	1,300.1	1,425.0	1,606.9	1,926.7
	世帯員1人当たり実収入 (6)=(3)/(1)	千円	214.7	240.5	271.7	308.9	357.5	391.9	446.1	532.1
	世帯員1人当たり可処分所得 (7)=(4)/(1)	千円	195.9	220.2	249.4	284.4	327.8	359.8	407.1	483.6
	勤め先収入/実収入 (8)=(5)/(3)	%	93.5	93.9	93.4	93.4	93.5	93.7	93.8	94.1
勤 労 者 に 対 す る 農 家 の 割 合	世帯当たり所得 ③/(3)	%	109.0	117.4	117.3	116.8	114.8	117.1	125.5	131.3
	世帯員1人当たり所得 ⑥/(6)	%	85.4	92.7	92.5	92.3	92.3	95.8	103.4	109.2
	世帯員1人当たり可処分所得 ⑦/(7)	%	86.5	93.8	92.2	92.2	91.6	93.9	100.9	106.9

資料：農林省【農家経済調査】、総理府【家計調査】。昭和49年度【農業白書付属統計表】P.52による。

注：1) 農家総所得は、農家所得に被贈扶助等の収入を加えたものである。

2) ()内は、農業所得に米生産調整奨励補助金等を含めた場合である。

映したものである。

第3は、農村がかつて「低賃金構造の基盤」(上原著P.108)をなしたことに関係する論点である。第3表「所得比較」にみるように、1人当り総所得、実収入からみて、農家所得の水準が勤労者所得の水準を超えるのは1972年である。そして1人当り家計費支出を比べて、農家家計費の水準が勤労者世帯の家計費の水準を超えるのも1972年である。

家計費と所得の動向の一致は偶然ではなく、勤労者世帯におけるその給与所得による生活、家計費支出の関係が、混住化と兼業化を介して、「社会的な強制力」(喜多)として作用し、農家におけるその所得(とくに1972年に72.8%をしめる農外所得による生活・家計費支出)の関係を創出したのである。旧時には勤労者世帯と農家のそれぞれの所得、家計費は格差の関係にあり、その格差にもとづいて農村が「低賃金構造の基礎」(上原著P.108)をなすとされた。しかし、上述の検討は農村はずで「低賃金構造の基礎」でなく、その限りでこの種の二重構造もまた解消を告げたのである。

4. 兼業農家主導の家計費増加

1. 上原さんは1960~70年当時の「高度独占の支配する開放体制下のわが国農村」(P.135)について、つぎのように考察した。

「大多数の中下層農民の落層化」は、「主として世帯員の在宅兼業化というコース」をたどった。それは「彼ら中途半端な形でプロ化に向かわせ、しかもなお、一面では極零細土地所有者=農耕者として農村の底辺に滞留せしめる」ものであった。

その経過は「農村において産業予備軍のおおいかくされた形態を拡大させるプロセスとして、したがって『高度成長』段階において、独占資本にとっての低賃金労働力の給源を農村に形成させたものとして捉えられ」るものであった(P.136)。

上述の状況は、はたして「落層化」現象であったか。表III-16がしめすように、各階層のうち「中下層農民」0.5~1.0ha層以下、とくに0.3ha未満層は家計費支出の水準が高く、2ha以上層を凌駕する。これは「落層化」ではなく、生活水準の向上に注目すべきである。1965~70年の時点で、農村の旧階層序列は家計費=生活水準の側面から転

換をはじめた。つまり、階級関係が転換をはじめた。この「転換」はまず、工農業間所得格差の拡大、農家労働力の農外=工業部門への兼業的就労による所得増、農業機械化による土地所有者のままの農民のVogel-freiな賃金労働者化という経過を背景とする。

とくに工農業間所得格差の拡大という条件は、農民層の内部において「下層」兼業農家の「農家所得」増と家計費急伸、「上層」専業農家の生活水準向上の立ちおくれという階級関係の逆転をもたらした。

農家経済における家計費の位置の変化。「はじめに農業所得ありき、その農業所得の許容範囲で家計費を支出する」から、「はじめに家計費ありき、家計費充足可能な所得を追求する」に変わった。農村が産業社会に包摂され、工業就労の賃金所得一家計費=生活水準が農村のレギュレーターとなったことに由来する。

2. 「中農ないし以上層」の上向傾向と「埋没」(P.136~137)について。

「60年代後半期の2ha以上層の動向」は「少数ながら経営規模別にみた上層農家の展開」がある。2ha以上とくに2.5ha以上層の増加が顕著である。しかし中農層(「農業所得で家計費を充足しうる階層」とそれ以上の農民階層の総農家戸数にたいする比率は、1960年、1.7ha以上7.6%、1965年、2ha以上4.6%、1970年2.5ha以上2.6%と低下した。つまり一面では上向傾向をたどりながら反面、そのウエイトは低下したわけである。(P.136)。

「この事態は、一定規模の上農層を内包しつつ、さらにこれを上向的に展開させるようなエネルギーの発現〔上向の路線〕が、上述のごとき中農層のそれ以下へのたえざる埋没を伴うところの分解の進行、すなわち、大多数農民の広汎な落層化の進行に対して不断にたちおくれ、あるいは後者が前者をしのぐ形で、戦後わが国の零細農耕制のいきづまりが、この時点で発現したことを示す」(P.137)。

この論述の核心は、この「2ha以上層の動向」(P.136)と「これを上向的に展開させるようなエネルギーの発現(上向の路線)」の評価にある。またそれと「大多数農民の広汎な落層化」との関係はどう認識するかにある。

5. 1970年代における農業問題の転換

1. 農村は都市に中心を置く産業社会（資本対賃労働の社会）に包摂され、農民は土地所有者のまま自由な賃金労働者に転化した。1970年代に進行の工場の地方分散を転機にして、農民は農家労働力の形態のまま通勤兼業化を通じて賃金労働者に転じた。そして、農民＝農家の家計費＝生活水準は地方都市、もしくは在村の労働者世帯の家計＝生活の直接の影響を受けるようになった。

2. 農業機械化の進行。自動耕うん機による耕うん機械化、田植の機械化さらに自脱式コンバインによる収穫の機械化の完成、つまり水稲作における機械化一貫体系が成立した。それにより農民は土地耕作労働と産業労働の両立の技術的可能性を享受するようになった。

3. 農家労働力価値の増加と価格＝賃金の上昇。これは一方では農家労働力の農外就労を促進した。他方、専業農家については資本・土地の規模拡大、就労拡大による所得向上の努力を刺激した。つまり専業農家の企業化、機械化による有機的構成の向上、コスト・プッシュの強化＝「新しい上層農」の出現である。その発展の動力は在村通勤兼業と同じであり、向上する社会的な生活水準、増加する家計費支出とそれに応ずる所得追求であった。

4. 1970年代における転換。1950年代後半から1970年代中期に至る日本経済の高度成長は、(1)農家労働力の産業による吸収、就労の変革として (2)都市、産業の人口の旺盛な農産物需要、価格刺激として (3)また産業による中小型農機、施設の開発・供給、農業改革促進として全面的に農業に作用し、農業構造を改革した。歴史的にみて特殊な形態によって日本農業の機械化・現代化が達成された。1970年代中期は日本農業の転換点である。日本農業は農耕社会の農業から産業社会の農業に移行し、土地・労働経済から機械・労働経済へ移行した。旧概念は空洞化し、新概念の成熟がはじまった。転換の指標はつぎの如くである。

1. 農家序列の逆転と「農家」の変身。旧概念の云う「落層」「埋没」と「上向」はその経済的実質＝生活水準、家計費（労働力の再生産費）については逆転し、下降・兼業化の農家所得＝生活水準が優位に立ち、上層農家はその家計費・生活水

準の面で追随する位置に立つ。云わば劣位にある。その逆転はすでに「農家」の実質が変化し、旧概念を以て農家を把握することが空論と化したことをしめす。その実質変化について重要なことは農家労働は農業・農外両面にわたるようになり、農外就労が主たる位置をしめるに至ったことであり、その範囲で労働の社会化が達成されたわけである。また農家労働の社会化、労働力の自由な労働力への成長が土地所有のままで進んだのであり、土地所有はもはや自由な労働力、労働力商品の析出を妨げるものではなくなったのである。

この逆転の過程を可能とした条件は、第1に農村社会の「産業社会」化であり旧農耕社会の解体である。農村は全社会的な資本＝労働関係に包摂されるに至った。その意味で農民問題は解消し、農業問題は資本主義の再生産関係に編入された。第2に、工業・産業の地方拡散が進み、農家労働力の在宅、通勤兼業化が可能となったことである。在宅通勤はその工農業所得格差を反映して、高められた兼業所得、家計費支出、生活水準を農村社会に普遍化するモメントをなす。農業労働はこの普遍を拒むことはできず、生活水準を与件として受け入れ、それを実現可能とする農業経営を組み立てなければならない。農業専業を選択する限りにおいて、「企業的農業」が不可避となった。第3は農業機械化、とくに家族経営に適合した中小型農業機械化の達成である。この技術的条件が一面では兼業化、つまり「農工両全」を可能とし、反面では「企業的農業」の成立を可能とした。兼業化について、農業機械化は農業労働の省力をつうじて決定的な意義をもった。

2. 兼業という名の「新しい農業組織」。農村の全面的兼業化により「兼業」という「新しい農業組織」が出現した。この経営体は単純な家族経営ではなく（夫婦経営の事例にみるように）、農業機械化、労働の社会化という面で、日本農業の現代化における画期をなすものである。新しい生産力が形成された。そこでは家族労働力の価値が高められた。

3. 「企業的農業」の出現。上原さんの論述にみる「新しい上層農家群」の特質は何か（137）。また上層農を「上向的に展開させるようなエネルギー」(同)の原動力は何か。反面「農家経済の広汎

な解体」を余儀なくされ、その中で新しい上層農家群の上向化というプロセスが見出される」という状況把握に誤りはないか。

すでにこれについて論ずるところがあった。2ha以上、2.5ha以上層については、その家計費＝生活水準は1970年時点で旧概念の下層の0.3ha未満に及ばないものであり、序列逆転をしめすものであった(表Ⅲ-16)。その「上向のエネルギー」が下層の農家の高められた生活水準に追従する性質のものであることは見易い道理である。これは1970年代以降の新状況であり、「新しい上層農」という把握もあながち的外れとは云えない。しかし、その新しさの実質は何か。その的確な表現として何がふさわしいか。「企業的農業」という表現を承けて、その実質の把握を試みたい。

その特徴は、第1に機械装備の農業である。機械の技術的要求にしたがい、投下資本規模の要求にもとづいた比較的大型の農業である。資本の有機的構成の水準は高く、したがってコストとしては下方硬直的である。その資本活動は所得として利潤を要求するものである。

第2。資本の有機的構成が高まるにつれて、その資本投下・回収に中長期間を要する。中長期にわたる資本活動であるため、経営上のリスクの発生は回避し難く、リスクの発生する可能性は高く、適切なリスク回避装置を必要とする。それは個別経営体内部のものもあれば農協施設など社会化された装置でもある。

第3。兼業化の「下層」農民を媒介とする高い社会的な生活水準の圧力と家計費支出増の要求が企業的農業の基本的動力をなす。家計費充足上必要とする所得に加えて、すでに実現された利潤を家計費に充当することもある。経験的事実としてはそれが通例である。つまり、実現された利潤が蓄積されず、家計費に充当される。

6. 農業危機および構造的危機について

1. 「農業危機」説について。上原さんの状況把握と認識を紹介する。「このように『高度成長』段階(1960-70)の重化学独占に基づく工業部門との隔絶的格差構造の下では、農業が『農家経済の広汎な解体』を余儀なくされ、その中で新しい上層農

家群の上向化というプロセスが見出されるにしても、それ自体では『もはや現代資本主義がもたらした社会的生産の発展のもとでの農業生産力の編成基盤たり得ない』(井上晴丸『戦後日本の農業制度破綻』『井上晴丸著作選集』第3巻、雄渾社、1972年、75頁)が故に、そのようなプロセスそのものが危機＝農業危機たらざるをえないのではないか、ということである。以上のごとき日本農業における小農民経営としての自立的基礎が根底から崩壊しようとしている事態の進行(しかも後述のごとく-P.164、引用者-この時点で政府・独占の側から新たな方向づけのために農業構造政策＝『農業近代化』政策が提起されながら、現実には資本主義的再編の展望が与えられなかったことも含めて)は、まさに戦後日本資本主義の危機の深化を示すものであり、またその一環をなすことからして、これを『高度成長』期における農業危機の発現と捉える』(P.137-138)。「高度成長」期の農業問題にたいする上原さんの論述の核心部分である。

これに対する私見はまず、1. 「工業部門との隔絶的格差構造」という状況把握について。社会が工業・農業という分業関係をつくりあげ、両者が一部門を形成し、それぞれ都市経済、農村経済を構成するようになった以降、格差は資本主義そのものと同義語とみるべきであろう。1960年代に特殊な現象ではない。但し、1960年代～70年代をつうじて両者の労働生産性と所得の格差が進んだことは統計的事実である。しかし、1960～70年代に特殊な工農業関係はこうした統計的事実でなく、工業の生産性、所得水準に由来する勤労者世帯の家計費＝労働力の価値、生活水準が、工業の地方分散、集落における混住化を通じて農村・農家世帯に直接に影響を及ぼすに至ったことである。

農業が自立的経営部門として存在し、都市と隔絶した農村地域経済として存在した状況は解体した。農家の家計費が農村地方の勤労者世帯の家計費の直接的影響をこうむるようになった。かつて農業収入の供与する農業所得の許容範囲で、経営費を控除した残額として消極的に存在した家計費は、今や農村経済の最も積極的な範疇として機能するものとなった。これが1960年代以降、とくに1970年以降の農村・農家の特筆すべき特徴である。

2. 「新しい上層農家群の上向化というプロセ

ス」について。上原さんはすでに「60年代後半期の2ha以上層の動向」(P.136)に留意し、「とくに2.5ha以上層において顕著」な「少数ながら経営規模別にみた上層農家の展開」に注目している。これについては上原さんが1970年代について加えた考察をふくめて論評したい。

まず1960年代後半期については「農業近代化の要点の一つをなす中上層農家の経営規模拡大が基本法農政下のこの間に、達成されたとはいい難く……極めて停滞的であり、結局、それは政府が考えたような安定した自立農家の成長には、つながらなかった」(P.167)。

つぎに1970年代について。「零細基盤での農業生産力の高度化をめざした小・中型機械化一貫体系の進展により、これまで雇用労働力に依存していた比較的大きな経営規模を、家族労働力でまかないうような資本装備を有する農民が少数ながら形成され、彼らがこの固定資本＝機械装備をフルに活用するために上述の下層兼業農家との借地関係の展開に基づいて経営規模の実質的拡大を果そうとする動きが活発化していく。……この上層農家における本格的な借地方式による経営拡大が、70年代に入り、その半ば以降、とくに80年代において進む」(P.188)。

ここに引用した「上層農家群の上向化」「借地方式による経営拡大」をはかる原動力は何か。この方面の専門研究者の伊藤喜雄氏が指摘するように「『労働範疇』の媒介」があり、「萌芽的であれ『利潤』の存在する「あたらしい上層農」(「あたらしい上層農について」阪本・梶井編『現代日本農業の諸局面』御茶の水書房、P.200～202)と同じ理論的特徴をもつものか。上原さんは「上層農家群の上向化」運動に留意するが、理論規定にまでは踏み込んでいない。

「上層農家群の上向化というプロセス」の実質は何か。とくに1970年代の農村社会において兼業農家、勤労者世帯の家計費から規制的な影響を受け、土地経営規模上の「上層」農家は、0.5ha未満農家において実現した家計費水準を自分のものとして追求すべく「新しい」運動を開始した。この運動・プロセスの特徴は、規模拡大・機械化＝資本投下を通じて所得を追求することである。その所得は内容上、時には利潤部分を含むのであるが、

蓄積に充用するよりは、一般に家計費に充用される結果となっている。つまり、その所得に含まれる利潤部分は概して家計費に投入され、資本蓄積に至らなかったのである。総じて下降回避の努力ではあっても、一義的に「上向化」と概括できる事態ではなかった。

3. 労働の社会化。はたして「そのようなプロセスそのものが危機＝農業危機たらざるをえない」のであろうか。このばあい、危機とは農業生産力の発展によって旧来の経営形態の家族経営が崩壊することを意味するものならば、それは歴史的進歩そのものであり「危機」ではない。現象として承認すべきは1960～70年代における農業生産力の発展、労働生産性の向上であり、労働が家族経営の枠を超え、兼業労働従事の形態であるにせよ、社会化を達成したことである。尚、「農業危機」概念については後述する。

4. 「小農民経営としての自立的基礎が根底から崩壊」する事態とは何か。一般論としての農民経営＝家族経営(所有土地面積が家族労働力を以て耕作可能な面積を超えず、その土地による所得が家計費を充足するに十分な経営)は一個の抽象的な均衡であり、この均衡は絶えず破られ不均衡を形成する。1960～70年代も特殊でない。

この時期に農民経営はその「自立的基礎が根底から崩壊」する事態が多角的に発生する。第1は農業機械化であり、とくに水稲作の機械化一貫体系の成立である。これは兼業化と不可分であり、換言すると兼業的生産力体系の成立である。第2は都市産業の賃金経済の影響をうけた農家家計費の支出増、勤労者世帯と比較した農家の家計費の平準化である。この家計費を充足する所得は農業所得を超え、不可避的に兼業所得の追求に結びつく。反面、土地経営規模での上層農家は家計費充足という賃金経済的行動を、土地経営規模の更なる拡大、資本の追加投資による農業所得の追求として表現する。

機械化生産力、家計費の平準化はともに、「小農民経営としての自立的基礎」を崩壊させる動力であり、家族経営の一角はこのようにして破られる。1970年代に一般化した兼業経営形態は家族経営の崩壊のうえに実現した新たな農業経営である。この農業経営の成立は進歩の象徴であるが、資本制

社会に由来する複雑な側面を伴う。

5. 農業構造政策＝「農業近代化」政策の認識について。小農民経営の自立的基礎の崩壊、資本主義的再編の展望の欠落は「戦後日本資本主義の危機の深化をしめすもの」であったか。そうではない。兼業的経営という新事物を創造し、それによって農業生産力の新しい段階をうち立てた。

兼業的経営は農民の、しかも「下層」農民の創造である。農民が土地を手放すことなく、離農することなく、在村のまま“工農業両全”の道を創造した。農民は農業機械化を基礎に、土地所有のままに自由な労働力と化した。これはまさに農業＝自然経済分野の「資本主義的再編」そのものではないか。

尚、「農業構造政策＝『農業近代』政策」に関する理解は正確さを欠くように思う。農業基本法は生産・価格・構造の3政策をつうじて近代化の達成を目ざす。そして構造政策は家族経営を自立経営として安定することを目標とするものであって、農業の資本主義的再編を目標とするものではなかった。したがってそのような「展望」は議論にならなかった。

7. 「農業危機の性格規定」考

「危機」概念。「危機とは資本主義の全体的なもの」(井上晴丸、上原前出P.71)であり、「体制にかかわる概念」(同前P.81)である。また「農業危機」は「農業部門の何らかの生産関係の変化が、資本主義の体制的な変化につながるという意味での危機」(P.81)であった。

戦後日本農業の生産構造の根幹としての零細農制についての上原さんの論述をたどる。「この戦後の零細農制は戦後日本農業の生産構造の根幹を構成するものの、戦前の地主制——それは半封建的ウクラード(経済制度)として独自の構成体的基礎を有し、また独占資本、天皇制とともに、日本の支配体制の主要構成部分をなしていた——に匹敵する地位にはなく、戦後日本資本主義の構造的基軸となっている独占資本に対して、その農村における支柱ないし補強物としての役割を担い、また独占資本による蓄積基盤として利用される関係におかれたとみなすことができよう」(P.81)。

但し、「蓄積基盤として利用される関係」は基盤と利用関係に区別して考える必要がある。また、1950年代～60年代の時期と「総合農政」にはじまる1970年代とそれ以降の時期とは「利用」の性格が変化すると考えるべきであろう。「利用」が農産物調達・価格関係から、労働力調達、賃金関係へ移ったことは「農業危機」概念のうえで重要な論点をなすと思う。

零細農制の崩壊と農業危機。「1960年代以降、この零細農制は高度独占のもとで、その存在が危ぶまれる程の崩壊過程をたどるが、この局面がいかなる意味で戦後日本農業の体制的危機につながるのか。そしてまた前述(略)の戦前の農業危機と対比して、これをいかに把握すべきかが問題となる」(P.82)。

「戦後日本資本主義の『高度成長』＝強蓄積段階以降における『農家経済の解体』の進行は、零細農制を基調とする戦後の日本農業構造の改変を迫るものであるが、しかし、それはわが国における農業の資本主義的再編を指向するものではなかった」(P.82)。

「現実には、高度独占の支配とそれに基づく工業に対する農業の絶望的立ちおくれ(隔絶的格差構造)のもとでは、一部農民層の上向的エネルギーの発現ないし興隆が、農業生産力の正常な発展にそったものとはなりえず、大半の農民層の崩落化が先行する点を見る」(P.82)。

「農業危機」説についての上原さんの論述に対し私見を述べる。

1. 農業危機の概念。「ここで危機というのは資本主義の全体的なもの、すなわち体制にかかわる概念であるから、農業部門の何らかの生産関係の変化が、資本主義の体制的な変化につながるという意味での危機として捉えていく必要がある」。

戦前期に、地主制の危機をもって農業の危機と措定したのは「地主制を基底として構築された日本資本主義にとっても体制的危機だったからである」(P.81)。これは特殊戦前的な状況の所産であり、戦前のある時期までの資本主義体制と地主制の結びつき方に由来する。戦前でも第2次大戦期、例えば1940年代の食糧管理制度(地主米価と生産者米価の二重制)は地主制を抑制する策をとった。地主制は一面天皇制・資本主義体制の「基底」で

あったが反面、戦争政策・食糧増産政策の遂行において抑制の対象となった。このことは「地主制の危機をもって戦前の農業危機を指定した」状況に変化が生じ、むしろ地主制の経済的側面が戦争政策上、農業に「危機」を招来する因子に転じたことをしめす。資本主義勢力と権力を分有した「戦前」期のある時期と比べて戦後、農地改革以後の自作農制のもと、つまり如何なる意味においても農業勢力が支配階級に参入することのない状況下では、「農業危機」説は慎重たらざるをえない。

2. 1960年代以降の零細農制の崩壊過程について。「崩壊」という単純な認識も平面的であるが、その「局面がいかなる意味で戦後日本農業の体制的危機につながるのか」は意味不鮮明である。つぎの論述はその意味を説明するものなのであろうか。すなわち「戦後日本資本主義の『高度成長』—強蓄積段階以降における『農家経済の解体』の進行は、零細農制を基調とする戦後の日本農業構造の改変を迫るものであるが、しかしそれはわが国における農業の資本主義的再編成を指向するものではなかった」(P.82)。

この論述は前述の零細農制の崩壊過程、そして「日本農業の体制的危機」の説明にあてられたものようである。このばあい、「危機というのは資本主義の全体的なものにかかわる概念」として使われるのであるから、「日本農業の体制的危機」が日本資本主義体制の危機を誘発するという論理が見えてくる。こうした明確な“体制危機”の説明はないが、そのように推論できるように思う。

しかし、はたして1960年代以降の零細農制の、「崩壊過程」によって「戦後日本資本主義」の体制危機が進行するという関係が発生したであろうか。「体制的な変化」・「危機」という用語を確定するのが困難であるから、私見として事実関係にのみ限り、体制危機が進行しなかったとだけ指摘したい。「危機」説の内実をなす、「農家経済の解体」「零細農制の崩壊」「農業の資本主義的再編成を指向するものでない」などの認識の是非をひきつづき考察したい。

3. 「戦後日本資本主義の『高度成長』=強蓄積段階以降」の農業をどのように認識するか。まず、

(1)「農家経済の解体」の進行は、はたして事実であるのか？ 水稻をはじめとする農業生産力は

史上最高の水準を創造した一事を以てしても、「農家経済の解体」という認識は実際的でない。ちなみに農業生産指数は1960年76.9から1980年100と増加を記録した(P.159表Ⅳ-3)。この生産力は急増する農産物の国民的需要の80~90%(1960年代)を充足するという、総合自給率を可能とする高い水準のものである(P.162表Ⅳ-5)。

(2) 兼業的農業生産力体系の形成。「農業の絶望的立ちおくれ(隔絶的格差構造)のもと」であるにもかかわらず、主として農民の自力、奮闘によって、機械化と高水準の家計費支出=生活水準を基礎にした、兼業的農業生産力体系が形成されたことは看過できない。

(3)「農業の資本主義的再編成」の進展。これについては後述するが、製造業就労などの兼業就労が土地所有にもかかわらず実現したことに注目したい。すなわち、自由な労働力の形成、労働の社会化が急速に進行し、賃金経済を基礎にした農業生産力が形成された。農村=農家は「資本と労働の関係」に全面的に包摂されるに至った。このような形で農業の資本主義的再編成が進行した。

(4)「一部農民層の上向的エネルギーの発現」について。これが「農業生産力の正常な発展コースにそったものとはなりえず」という否定的評価は如何なるものであろうか。私見はこれを一つの農業生産力の形態とみる。これを確認したうえで考察を加えたい。

まず、「上向的エネルギー」の内実は何か。従来の土地耕作経営における上層農家が耕作規模を拡大し、資本投下を追加する限りでは「上向的」である。その「エネルギー」の性質は何か。それは向上する農村社会の生活水準、増加する家計費支出の趨勢に反応して上層農家(土地所有の面積を基準とした上層農家)がその家計費充足の農業所得を追求するエネルギーである。ここでは所与の所得を以て、その許容限度において家計費を支出するふり関係に代り、所与の社会的な生活水準、必要家計費を充足しうる所得を追求する新しい関係が成立した。

これが1960年代~70年代にみる「上向」の性格である。指摘すべきは上層(専業)農家にこのような「上向」を刺激したのが、従来の土地耕作経営における中・下層農家=第2種兼業農家の高い

農家所得、生活水準、家計費支出であったという逆転である。つぎに指摘すべきは、家計費支出の増加＝農家労働力価値の増大であり、また、農家労働力の再生産の構造の変化である。そして、農家労働力の就労＝労働の社会化をつうじて、農家労働力が農家労働力の形態を保有したまま直接に資本と雇用関係に入ったことである。

8. 農業問題の「未解決」という論点

「現段階の資本主義体制の下では農民の小生産が資本主義的發展の方向をとることは困難であり、したがって零細農制の崩壊というプロセスのみが一方的に進んで、結局農業問題が未解決のままにおかれた」(P.82)という論述がある。

「農業問題の『解決』とは何か。……具体的には『ブルジョアの土地所有の確立』(レーニン「ふみならされた道を」全集第15巻、81頁)にほかならない。しかるに、戦後の日本農業においては……そのような形での農業問題の『解決』すなわち、ブルジョアの土地所有の確立はついに果されなかった。したがって、農業危機はまず何よりも、土地所有の危機(戦前では地主的土地所有の、戦後では零細私的土地所有の崩壊ないしそれへの傾斜が日本資本主義の危機深化につながるという意味)として把握されねばならない。」

具体的にいえば、戦後わが国農業の零細所有＝零細経営が独占資本による搾取・収奪の基盤として全面的に利用され、その故に小農民経営としての自立的基礎が根底から崩されようとしている事態、いかえれば零細所有＝零細経営が資本主義的解決の展望が与えられないままに、その崩壊のみが進行し、国民経済の全体制のズレが極度に拡大していくプロセスそのものに農業の危機を見出し、それが同時に独占資本の支配体制ないし存立条件を脅かすものとして農業危機たらざるをえないという捉え方である」(P.82-83)。

私見であるが、まず

(1)「農業の資本主義的再編成」について考える。

上原さんは「農業の資本主義的再編成」(P.82)と「小生産が資本主義的發展」(同)することを同義にしているが、区別すべきではないか。前者は資本主義化の広義の概念であり、後者は狭義と解

するからである。例えば1960-70年代に実現する兼業化は、農家労働力の「自由な労働力」への転化、「資本と労働の関係」の成立を促進した。資本と労働の関係は兼業化もその一つ、小生産の資本主義的發展もその一形態である。尚、農基法農政、構造改善事業は、零細農制の改善＝家族経営の大規模化、改善を旨とするものであり、「零細農制のいきづまりを独占の側から資本主義的に『解決』しようとする農業構造再編政策＝『農業近代化』政策」(P.82)ではなかった。

(2) つぎに、零細農制の崩壊について考えたい。「現段階の資本主義体制下では、農民の小生産が資本主義的發展の方向をとることは困難であり、したがって、零細農制の崩壊というプロセスのみが一方的に進んで、結局、農業問題が未解決のままにおかれた」(P.82)。

この事態は全面的兼業化のプロセスを指すものであるが、単純に「崩壊」と云うものではない。従来の家族経営農業、「小生産」が兼業化し、農外、農業両面にわたる就労を実現し、主として農外所得によって家計費支出を充足し、つまり労働力の再生産を達成し、そのような労働力の一部を以て農業就労を確保する、そういう新しい兼業的経営形態を創出したのである。私はこの創出を重視する。そして重要なことは、従来の「小生産」家族経営農業が「崩壊」したことである。それは直ちに農業経営の資本主義的發展を意味するものではないが、少なくともその先行的条件の不可欠の一部をなすものである。核心は、資本と労働の関係が基本的に貫徹するようになったことである。

(3)「農業問題が未解決のままにおかれた」ことについて。説明によると、農業問題の「解決」とは「ブルジョアの土地所有の確立」(レーニン)にほかならないとある。そして「現段階の資本主義体制下では……結局、農業問題が未解決のままにおかれた」と指摘される(P.82)。この場合、「ブルジョアの土地所有の確立」とは、英国において18世紀半ばに成立した資本家的借地経営が展開した「三分制度」(P.14)のような制度であるとする、今日、発達した資本主義国をふくむすべての資本主義国において、農業問題は未解決のままであることになる。かりに上原さんの見解がそのようであるとすれば、農業問題の未解決は現存する

資本主義国の普遍的現象であって、実践的には資本主義の変革にまつという推論が可能となる。つまり社会主義的変革によるブルジョア的土地所有の確立といういくらか奇怪な事態が想定される。

つぎは、このような想定とは別に日本「農業問題」について指摘がある。「戦後の日本農業においては、……農業問題の『解決』すなわち、ブルジョア的土地所有の確立はついに果されなかった。したがって、農業危機は、まず何よりも土地所有の危機（戦前では地主的土地所有の、戦後では零細私的土地所有の崩壊ないしそれへの傾斜が、日本資本主義の危機深化につながるという意味で）として把握されねばならない」（P.82）。

この論述は、日本農業の実際の推移と併せ考えると難解である。推論すると、「土地所有の危機」が「日本資本主義の危機深化につながる」ところの「零細私的土地所有の崩壊」であるとすると、「農業危機」はとりわけて1960年代～1970年代の現象ということであるのか。その以前の時期、すなわち「零細私的土地所有」が安定的に推移した、例えば1950年代においては、「土地所有の危機」は発現せず、「農業危機」として把握される事態ではなかったのであろうか。

この推論も確定できない。なぜならば、その時期に該当する「農地改革によってはもとより、改革後も、そのような形での農業問題の『解決』すなわち、ブルジョア的土地所有の確立はついに果されなかった」（P.82）とあるからである。その意味では農地改革＝「零細私的土地所有」の確立によっても、それが「ブルジョア的土地所有の確立」に至らなかったのであるから、農業問題は未「解決」ということになる。はたしてそうであろうか。

私の論点を提出すると、「ブルジョア的土地所有の確立」は「零細私的土地所有の崩壊」という廃墟のうえにのみ可能となるのではないか。そうであるとすると、1960年代以降の零細農制の「崩壊」＝「零細私的土地所有の崩壊」の開始はまさに「ブ

ルジョア的土地所有の確立に至る道程にあるのではないか。かくて「農業問題の解決」の端緒が切り開かれたのではないか。これは上原さんの設けた論理にのっとった私の推論であるが、ひるがえって「農業問題の未解決」という問題提起に、どれ程の実践的意義があるのか疑わしい。

(4)「農業の危機を見出す」ことについて。まず、「零細的土地所有の崩壊」＝「土地所有の危機」＝「農業危機」という関係把握について考える。具体的には「戦後わが国農業の零細所有＝零細経営が独占資本による搾取・収奪……の故に小農民経営としての自立的基礎が根底から崩されようとしている事態」に「農業の危機を見出す」のであるが、それははたして危機であるのか。またそれが「日本資本主義の危機深化につながる」ものなのであろうか。「零細所有＝零細経営」の崩壊は理論上、「ブルジョア的土地所有の確立」の前提であるから、それは歴史的進歩を意味するのであり、これを以て「農業の危機」とみなす論理的必然性はないと思う。

つぎに、「工業に対する農業の絶望的立ちおくれ（隔絶的格差構造）」（P.82）について考える。「国民経済の全体制とのブレが極度に拡大していくプロセスそのものに農業の危機を見出し、それが同時に、独占資本の支配体制ないし存立条件を脅かすものとして、農業危機たらざるをえないという捉え方である」（P.83）。簡単に云って、そのような「ズレ」のない工業、農業関係は資本主義の初期の一時期、工業化の初期にのみあるのであって、「ズレ」の拡大は、資本主義の発展過程そのものである。かりに工業・農業関係が資本主義の存立を脅かすことがあっても、資本主義はこれを克服して発展してきた。これは歴史的事実である。その事態を「農業危機」とする「捉え方」には無理がある。

（すがぬま まさひさ 教授）

（1992. 9. 30受理）